

東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書

東員町長（以下「甲」という。）と三重県いなべ警察署長（以下「乙」という。）とは、東員町の締結する契約等から暴力団等の排除を実現するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年東員町告示第74号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）に基づき、東員町の締結する契約等から暴力団等を排除することを目的とする。

（用語）

第2条 この協定において使用する用語は、暴力団等排除措置要綱において使用する用語の例による。

（協力）

第3条 甲及び乙は、相互の立場を尊重し、最大限の協力を行うものとする。

（契約等の入札参加対象からの排除）

第4条 甲及び乙は、入札参加資格者等の実態及び動向について情報の収集及び交換に努めることとし、入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等排除措置要綱別表のいずれかに該当すると疑義が生じたときは、速やかに当該事案について協議を行うものとする。

2 甲は、前項の協議の結果、必要があると判断をしたときは、乙に対し様式第1号により当該事案についての事実確認の調査を求める照会を行うことができるものとする。

3 乙は、前項の照会に対し、当該事実について調査のうえ、その結果を様式第2号により回答するものとする。

4 乙において、入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等排除措置要綱別表のいずれかに該当すると認める事実を確認した場合は、乙は、甲に対し、速やかに様式第3号により通報するものとする。

5 甲は、前2項の規定により、当該入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等排除措置要綱別表のいずれかに該当すると確認された者について、指名停止措置要領に基づく措置又は指名停止措置要領に準じた措置を講じるものとする。

（改善の確認）

第5条 甲は、暴力団等排除措置要綱別表第1項に該当する（以下「暴力団等と認められる」という。）として前条第5項による措置を講じた入札参加資格者等については、当該措置期間の満了する日の1月前までに、乙に対し様式第4号により当該入札参加資格者等の措置を講じた原因となった事実についての改善の有無の確認を求める照会を行うものとし、乙は、調査のうえ、様式第5号により回答するものとする。

2 甲は、暴力団等排除措置要綱別表第2項から第6項までに該当するとして前条

第5項による措置を講じた事実についての改善の有無の確認については、甲の判断により行うものとする。ただし、改善の有無の確認が困難な場合は、警察又は関係行政機関と協議して確認に努めるものとする。

3 甲は、前2項の規定による確認の結果に従い指名停止措置要領に基づく措置又は指名停止措置要領に準じた措置を講じるものとする。

(契約等における資材購入等の排除)

第6条 甲及び乙は、契約者等と取引関係のある資材販売業者等の実態及び動向について情報の収集及び交換に努めることとし、当該資材販売業者等又はその役員等が暴力団等と認められる疑義が生じたときは、速やかに当該事案について協議を行うものとする。

2 甲は、前項の協議の結果、必要があると判断をしたときは、乙に対し様式第6号により当該事案についての事実確認の調査を求める照会を行うことができるものとする。

3 乙は、前項の照会に対し、当該事実について調査のうえ、その結果を様式第7号により回答するものとする。

4 乙において、資材販売業者等又はその役員等が暴力団等と認められる事実を確認した場合は、甲に対し、速やかに様式第8号により通報するものとする。

5 甲は、前2項の規定により、当該資材販売業者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合においては、契約者等に対し、暴力団等排除措置要綱第5条第3項の措置を講じるものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 甲は、契約者等が東員町と締結した契約等の履行に際して、暴力団等による不当介入を受けたと認められるときは、直ちに契約者等に対し甲への報告を求めるとともに、所轄の警察署への通報を行うよう指導するものとする。この場合において、甲は、契約者等がこれらの行為を怠ったときは、指名停止措置要領に基づく措置又は指名停止措置要領に準じた措置を講じるものとする。

2 乙は、契約者等から暴力団等による不当介入を受けたとの通報を受けたときは、様式第9号により、速やかに甲に通知するものとする。

3 甲は、契約者等から暴力団等による不当介入を受けた旨の報告を受けたときは、様式第10号により、速やかに乙に通知するものとする。

4 甲は、第2項の規定に基づく乙からの通知を受けたときにおいて、不当介入が確認できなかったときは、その旨を乙に連絡するものとする。乙は、この場合において必要があると認めるときは、契約者等から不当介入の状況等について確認するものとする。

5 乙は、第2項による通報を受けたときは、その内容に応じて、契約者等に対し対処要領を教示するものとする。この場合において、乙は、違法又は不当行為については、迅速かつ確実な取締り及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく行政命令の発出並びに当該契約者等及び

東員町の職員等関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

6 乙は、前項の対応状況について、甲及び契約者等に対し適時連絡するものとする。

7 乙は、契約者等が甲と締結した契約等の履行に際して、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報を怠ったと認められる事案を認知した場合には、様式第11号により、速やかに甲に通報するものとする。

(その他)

第8条 甲は、第4条から前条までの規定により指名停止措置要領に基づく措置又は指名停止措置要領に準じた措置を講じたときは、乙に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

2 甲は、第4条から前条までの規定による措置を講じた後におけるこの措置を受けた入札参加資格者等からの苦情等のトラブルが生じたときは、その解決のための協力を乙に要請できるものとする。

3 甲及び乙は、提供された情報を第三者に漏らしてはならない。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年11月30日

甲 東員町長

乙 三重県いなべ警察署長

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

三重県いなべ警察署長あて

東員町長

印

入札参加資格者等又はその役員等の調査について(照会)

下記の東員町入札参加資格者等又はその役員等について、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第4条第2項に基づき照会しますので、その事実の有無を調査のうえ、回答してください。

記

商号又は名称			
代表者氏名			
所在地又は住所			
役職名	氏名	生年月日	住所
照会事項	東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第 項に該当するか否か確認願います。		
備考			

東員町長あて

三重県いなべ警察署長 印

入札参加資格者等又はその役員等の調査について(回答)

年 月 日付 第 号で照会のあったことについては、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第4条第3項に基づき回答します。

記

商号又は名称			
代表者氏名			
所在地又は住所			
役職名	氏名	生年月日	住所
該当する要件	A 東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第 項に該当する。 B 別表のいずれにも該当しない。		
備考			

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

東員町長あて

三重県いなべ警察署長 印

入札参加資格者等又はその役員等の通報について（通報）

東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第4条第4項に基づき、協定書に規定する事実を確認しましたので通報します。

記

商号又は名称			
代表者氏名			
所在地又は住所			
役職名	氏名	生年月日	住所
該当する要件	上記の者は、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第 項に該当する。		

三重県いなべ警察署長あて

東員町長

印

東員町入札参加資格者等の指名停止措置要領に基づく措置又は指名
停止措置要領に準じた措置後の状況について(照会)

このことについて、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用
協定書第5条第1項に基づき照会しますので、調査のうえ、回答してください。

記

商号又は名称			
代表者氏名			
所在地又は住所			
役職名	氏名	生年月日	住所
措置期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
資格停止等の措置の原因となった事実	東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1項に該当したことによる。		
備考			

東員町長あて

三重県いなべ警察署長 印

入札参加資格者等の指名停止措置要領に基づく措置又は指名停止措置要領に準じた措置後の状況について(回答)

年 月 日付 第 号で照会のあったことについては、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第5条第1項に基づき回答します。

記

商号又は名称			
代表者氏名			
所在地又は住所			
役職名	氏名	生年月日	住所
措置期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
該当する要件	A 状況が改善されたと認められる。 B 状況に改善は認められない。 C 不明		

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

三重県いなべ警察署長あて

東員町長

印

契約等に係る資材販売業者等又はその役員等の調査について(照会)

このことについて、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第6条第2項に基づき照会しますので、調査のうえ、回答してください。

記

商号又は名称			
代表者氏名			
所在地又は住所			
役職名	氏名	生年月日	住所
備考	東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1項に該当するか否か確認願います。		

東員町長あて

三重県いなべ警察署長 印

契約等に係る資材販売業者等又はその役員等の調査について(回答)

年 月 日付 第 号で照会のあったことについては、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第6条第3項に基づき回答します。

記

商号又は名称			
代表者氏名			
所在地又は住所			
役職名	氏名	生年月日	住所
備考	A 東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1項に該当する。 B 別表第1項に該当しない。		

様式第 8 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

東員町長あて

三重県いなべ警察署長 印

資材販売業者等又はその役員等の通報について (通報)

東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第 6 条第 4 項に基づき、協定書に規定する事実を確認しましたので通報します。

記

商号又は名称			
代表者氏名			
所在地又は住所			
役職名	氏名	生年月日	住所
該当する要件	上記の者は、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第 1 項に該当する。		

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

東員町長あて

三重県いなべ警察署長 印

東員町の締結する契約等における暴力団等による不当介入に関する
通報の受理について（通知）

このことについて、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協
定書第7条第2項に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

		取扱警察	県	警察署	課
契約者等	商号又は 名称				
	代表者氏名				
	所在地 又は住所	電話() -			
不当介入に 係る行為者	住所				
	氏名				
発生日時及び場所		日時 場所	年	月	日 時 分頃
契約等案件名					
契約者等からの報告内容 (不当介入の内容及び被害 報告)					
警察への 通報状況	通報先 警察署	県	警察署	課	
	通報日	年	月	日	時 分頃

様式第 10 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

三重県いなべ警察署長あて

東員町長

印

東員町の締結する契約等における暴力団等による不当介入に関する
契約者等からの報告の受理について（通知）

このことについて、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協
定書第 7 条第 3 項に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

契約者等	商号又は名称	
	代表者氏名	
	所在地 又は住所	電話() -
不当介入に係る行為者	住所	
	氏名	
発生日時及び場所	日時 場所	年 月 日 時 分頃
契約等案件名		
契約者等からの報告内容(不当介入の内容及び被害報告)		
警察への 通報状況	警察へ の通報	無 有
	通報先 警察署	県 警察署 課
	通 日	年 月 日 時 分頃

様式第 11 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

東員町長あて

三重県いなべ警察署長 印

東員町の締結する契約等における暴力団等による不当介入について
契約者等が警察への通報を怠ったと認められる事案について（通報）

このことについて、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用
協定書第 7 条第 7 項に基づき、別紙のとおり通報します。

別紙

		取扱警察	県	警察署 課
契約者等	商号又は名称			
	代表者氏名			
	所在地 又は住所	電話 () -		
不当介入に 係る行為者	住所			
	氏名			
発生日時及び場所		日時 場所	年 月 日	時 分頃
契約等案件名				
契約者等からの通報、捜査上 必要な協力を得られなかった 事案（不当介入の内容及び被害の状況）				
契約者等の通報、捜査上必要 な協力についての対応状況				